



3 教文第 5 4 1 号

3 教体第 1 9 5 号

令和 3 年 8 月 4 日

各県立学校長 様

学芸文化課長

体育保健課長

(公印省略)

県立学校における令和 3 年 8 月 5 日以降の部活動の取扱いについて (通知)

各学校における部活動に関しては、令和 3 年 7 月 3 0 日付け 3 教文第 5 1 4 号、3 教体第 1 8 8 号により、実施されているところですが、県内においては、県外から家庭内等への持ち込みを中心に、これまでにない勢いで感染が急拡大している状況です。

つきましては、人の移動が増える時期であり、感染防止対策を一層強化し、感染リスクを抑える取組を講じる必要があることから、部活動における県内交流等を停止し、令和 3 年 8 月 5 日 (木) より、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

特に、全国・九州大会等へ参加する部活動においては、帰県後 2 週間、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や健康管理の徹底に留意した上で、可能な限り、全体練習を控え、個別の自主連等の活動のみとするなど、練習環境や方法等の工夫を講じて、実施するよう併せてお願いします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

【問い合わせ先】

学芸文化課 教育文化班

担当：林

【TEL】095-894-3385

【FAX】095-824-1344

【Mail】akiko-hayashi@pref.nagasaki.lg.jp

体育保健課 学校体育班

担当：佐藤

【TEL】095-894-3393

【FAX】095-894-3478

【Mail】n-sato@pref.nagasaki.lg.jp

部活動の取扱いについて（令和3年8月5日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居の家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 県内外を問わず、合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流を実施しないこと。（学校単独チームのみでの宿泊を伴う活動も不可）
- 特に、文化部活動においては、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、可能な限り避けること。
- 大会への参加について

県内大会等への参加は、県の競技団体・高体連・高野連・高文連・中体連・中文連（中体連・中文連は郡市町を含む）が主催・共催する公式戦（国体選手選考会含む）への出場のみとする。

原則、日帰りでの参加とするが、離島からの参加や、やむを得ず宿泊する必要がある場合は、感染リスクが高い、移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を特に徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。

全国大会・九州大会等への参加は、中央競技団体等や全国・九州の高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する大会等への出場のみとする。

特に、全国・九州大会等への参加後2週間は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や健康管理の徹底に留意した上で、可能な限り、全体練習を控え、個別の自主練等の活動のみとするなど、練習環境や方法等の工夫を講じて、実施すること。
- 大会参加を検討する際は、自校が所在する市町が独自の感染症対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意すること。

具体的な留意事項 【感染拡大防止対策について】

- ・部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
- ・特に、部員同士が集まって食事を摂る場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。
- ・更衣室や部室等は、交替で入室するなどして、一度に大人数の生徒が使用することを避けること。
- ・移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・大会参加などで他チームと宿舎が同じ場合は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
- ・毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。

「県HP」はこちらです。

- 『「長崎県からのお願い」に記載している「感染者が拡大している地域について」』で閲覧可
- QRコード：こちらからも確認できます。

